

令和 8 年 第 7 回 蕨市教育委員会（定例会） 会議録

招 集 期 日	令和8年5月22日（金）		
場 所	蕨市役所 5階 第1・第2委員会室		
開閉の時間	午後2時から午後2時30分まで		
議 長	松 本 隆 男 教育長		
出席委員	1番 萩 原 敏 行 委員	2番 尾 方 香 里 委員	4番 中 村 美 音 委員
議事参与者	教育部長 加 納 克 彦	教育部次長・学校教育課長 吉 岡 雅 彦	教育総務課長 白 鳥 幸 男
	生涯学習スポーツ課長 桑 島 勝 彦	学校教育課主幹 咲 間 悟	下蕨公民館長 鈴 木 啓 文
	図書館長 佐 藤 昌 史	歴史民俗資料館長 小 川 有紀子	学校給食センター所長 野 田 智 之
	教育総務課長補佐 庄 野 将 人	生涯学習スポーツ課長補佐 小 柴 晴 香	中央公民館長 成 田 慎 治
	東公民館長 岡 本 啓太郎	西公民館長 荒 川 恵 子	南公民館長 萬 年 祐 次
	北町公民館長 瀬 口 正 浩	学校教育課指導係長 及 川 優 介	旭町公民館長（指定管理者） 黒 澤 美和子
	市民体育館長（指定管理者） 佐 藤 三 玲		
書 記	教育総務課庶務係長 岩 下 誓 志		

	会 議 事 件 名	議 事
議 事 進 行 状 況	報告 1 令和 8 年度各種支援員の配置について	開会宣言された後、前回の会議録の承認が行われ、直ちに報告に入る。 令和 8 年度の各種支援員の配置について、スクール支援員は各小・中学校に 1 名ずつ、特別支援学級の小学校と発達障害情緒障害通級指導教室設置の小中学校にそれぞれ 1 名ずつ追加し、計 20 名を配置した。 特別支援教育支援員は各小・中学校に 1 名ずつ、また、支援が必要な児童が多い小学校 5 校に 1 名ずつ追加し、計 15 名を配置した。 学校図書館教育支援員は 2 校に 1 名の割合で計 5 名を配置、教員業務支援員は各小・中学校に 1 名ずつ計 10 名を配置、エスタ支援員は各中学校に 1 名ずつ計 3 名を配置（小学校は教員の配置のみで支援員は配置なし）したとの報告が、学校教育課長からなされた。
	報告 2 令和 7 年度わらび学びあいカレッジ事業報告について	わらび学びあいカレッジ事業報告について、令和 7 年度は 65 講座を実施し、延べ 3, 001 名が参加したとの報告が、生涯学習スポーツ課長からなされた。
	報告 3 令和 7 年度生涯学習まちづくり出前講座利用状況について	生涯学習まちづくり出前講座利用状況について、令和 7 年度は 77 メニューを設置し、利用団体数は延べ 73、受講者 2, 504 名で、令和 5・6 年度に引き続き「市民による救急蘇生法と応急手当講座」の受講者数が一番多かったとの報告が、生涯学習スポーツ課長からなされた。
	報告 4 令和 7 年度実施 第 3 次蕨市子ども読書活動推進計画進捗状況調査結果について	第 3 次蕨市子ども読書活動推進計画進捗状況について、令和 7 年度は、概ね計画どおりに実施することができたが、福祉・児童センターにおけるリサイクル図書の活用が未実施であるのは、センターにて令和 7 年度中、寄贈により新しい図書を多く受け入れ、書架がいっぱいとなったために実施を見送ったためである。 今後もボランティア団体や関係機関と連携し、子供たちが読書に親しむために取り組んでいきたいとの報告が、図書館長からなされた。

議 事 進 行 状 況	協議第 4 号 工事請負契約の締結について	以上報告の後、直ちに議事に入る。
	議案第 27 号 蕨市立小・中学校県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について	校舎トイレ改修工事（中央東小学校）の請負契約については、概要について教育総務課長から説明がなされ、原案どおり異議なく承認された。
	議案第 28 号 蕨市副食費実費徴収補足給付事業実施要綱の一部改正について	蕨市立小・中学校県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正については、令和 8 年 6 月 1 日改正予定の人事院規則において、国家公務員の官公署に出頭する場合の休暇対象に、被害者参加人として、裁判所等に出頭する場合が追加されることを受け、これと同様の改正をするもので、改正後の同規則の規定は、令和 8 年 6 月 1 日から適用されるとの説明が学校教育課長からなされ、原案どおり異議なく可決された。
	議案第 29 号 蕨市校内教育支援センター臨時教員設置要綱の一部改正について	蕨市副食費実費徴収補足給付事業実施要綱の一部改正については、県の要綱の一部改正に伴い、補助金の 1 か月あたりの上限額を 1 人「4,900 円」から「5,100 円」に改めるもので、改正後の同要綱の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用されるとの説明が学校教育課長からなされ、原案どおり異議なく可決された。
	議案第 30 号 蕨市における部活動の地域移行・地域連携検討委員会設置要綱の一部改正について	蕨市校内教育支援センター臨時教員設置要綱の一部改正については、議案第 27 号と同様に、令和 8 年 6 月 1 日改正予定の人事院規則において、国家公務員の官公署に出頭する場合の休暇対象に、被害者参加人として、裁判所等に出頭する場合が追加されることを受け、これと同様の改正をするもので、改正後の同規則の規定は、令和 8 年 6 月 1 日から適用されるとの説明が学校教育課長からなされ、原案どおり異議なく可決された。

議 事 進 行 状 況	議案第 3 1 号 蕨市学校運営協議会委員の委嘱及び 任命について 議案第 3 2 号 蕨市社会教育委員の委嘱について 議案第 3 3 号 蕨市公民館運営審議会委員の委嘱につ いて 議案第 3 4 号 蕨市地区生涯学習連絡会委員の委嘱 について	学校現場の状況をより細やかに反映させるため、新たに「蕨市立中学校の顧問教諭代表」を委員に加えるほか、必要に応じて文化芸術団体や外部専門家の方々から、専門的なアドバイスを随時いただけるよう、参考人の出席に関する規定を整備するものであるとの説明が、学校教育課長からなされ、原案どおり異議なく可決された。 蕨市学校運営協議会委員の委嘱及び任命については、令和 8 年 4 月 30 日付けで中央小学校区、中央東小学校区及び第一中学校区、令和 8 年 5 月 31 日付けで塚越地区及び第二中学校区の委員が任期満了となるため、退任される委員にかわって新たな委員の委嘱替えを行うとともに、その他の委員を再任しようとするもので、任期は 1 年間であると、学校教育課長から説明がなされ、原案どおり異議なく可決された。 蕨市社会教育委員の委嘱については、令和 8 年 6 月 14 日で委員の任期が満了となることに伴い、新任 1 名、再任 14 名の計 15 名を委嘱しようとするもので、任期は令和 8 年 6 月 15 日から令和 10 年 6 月 14 日までの 2 年間であると、生涯学習スポーツ課長から説明がなされ、原案どおり異議なく可決された。 蕨市公民館運営審議会委員の委嘱については、令和 8 年 6 月 14 日で委員の任期が満了となることに伴い、新任 2 名、再任 13 名の計 15 名を委嘱しようとするもので、任期は令和 8 年 6 月 15 日から令和 10 年 6 月 14 日までの 2 年間であると、中央公民館長から説明がなされ、原案どおり異議なく可決された。 蕨市地区生涯学習連絡会委員の委嘱については、令和 8 年 5 月 31 日で委員の任期が満了となることや委員を選出している団体の代表者や担当役員の変更等に伴い、錦町地区 22 名、北町地区 11 名、中央地区 17 名、南町地区 29 名、塚越地区 36 名、下蕨地区 20 名、旭町地区 16 名の委嘱をそれぞれお願いするもので、任期は令和 8 年 6 月 15 日から令和 10 年 6 月 14 日までの 2 年間であると、中央公民館長から説明がなされ、原案どおり異議なく可決された。
----------------------------	--	--

議案第 3 5 号 蕨市立歴史民俗資料館協議会委員の委 嘱について 議案第 3 6 号 蕨市教育委員会が後援等を行う事業 について	蕨市立歴史民俗資料館協議会委員の委嘱については、令和 8 年 5 月 31 日で委員の任期が満了となることに伴い、新任 1 名、再任 8 名の計 9 名の委嘱をしようとするもので、任期は令和 8 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までの 2 年間であると、歴史民俗資料館長から説明がなされ、原案どおり異議なく可決された。 別紙のとおり、蕨市教育委員会へ後援等の申請があったため、審議をお願いしたいとの説明が、生涯学習スポーツ課長からなされ、原案どおり異議なく可決された。
---	---